

令和6年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和6年3月5日
招集場所 度会町議会議場
開議 令和6年3月5日（午前9時20分）
出席議員 1番 山北 佳宏 2番 大西 徹 3番 大野 原徳
4番 中西 久博 5番 長谷川多一 6番 貞森 義和
7番 若宮 淳也 8番 登 喜三雄 9番 西井 仁司
10番 濱岡 裕之 11番 中森 慰
欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	建設水道課長兼 環境水道担当課長	迫本 晃
副 町 長	西岡 一義	建設担当課長	阪口 昇吾
総 務 課 長	中井 宏明	産業振興課長	西村 夏之
みらい安心課長	山下 喜市	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	長谷川陽子
税務住民課長	森井 裕	教育委員会教育長	中村 武弘
保健子ども課長	作野 和幸	教育委員会事務局長	中井 均
長寿福祉課長	西田 健		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	岡谷 吉浩	書 記	西村 美紀
書 記	宇田 真希	書 記	宮崎 卓也

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案の上程（議案第1号～議案第39号）
- 日程第5 提案理由の説明（議案第1号～議案第39号）
- 日程第6 質疑（議案第1号～議案第39号）
- 日程第7 各常任委員会付託（議案第1号～議案第37号）

上程議案

- 議案第1号 令和6年度 度会町一般会計予算
- 議案第2号 令和6年度 度会町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 令和6年度 度会町介護保険特別会計予算
- 議案第4号 令和6年度 度会町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第5号 令和6年度 度会町水道事業会計予算
- 議案第6号 令和5年度 度会町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第7号 令和5年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第8号 令和5年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第9号 令和5年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第10号 令和5年度 度会町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第11号 度会町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 度会町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 度会町分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 度会町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 度会町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度 度会町一般会計

補正予算（第5号）

- 議案第25号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について
議案第26号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第27号 日向辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第28号 五ヶ町・小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第29号 火打石・駒ヶ野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第30号 小萩辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第31号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第32号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第33号 和井野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第34号 南中村辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第35号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第36号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡 指定管理者の指定につき同意を
求めることについて
議案第37号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更について
議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第39号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎開会の宣告

(9時20分)

- 議長（若宮 淳也） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、
令和6年第1回度会町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、度会町議会会議規則第127条の規定によって、
議長において指名いたします。

1番 山北 佳宏 議員

2番 大西 徹 議員

◎会期の決定

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月14日までの10日間といたしたいと思いますが、
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日から3月14日までの10日間に決定いたしました。

なお、今期定例会の日程は、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

◎諸般の報告

日程第3 諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定による令和5年11月分から令和6年1月分までの出納検査の結果報告が提出されておりますので、細部につきましては、事務局において御高覧いただきたいと思います。

次に、今期定例会の議事説明員として、出席通知のありました者の職・氏名を一覧表にしてお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

また、町長より広報掲載のための写真撮影の申出がありましたので、撮影の許可をいたしました。

◎議案の上程（議案第1号～議案第39号）

日程第4 本日、町長より提出されました議案第1号から議案第39号までを、お手元に配付いたしました議案一覧表により議題といたします。

◎提案理由の説明（議案第1号～議案第39号）

日程第5 それでは、提案者町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、皆さん、おはようございます。

令和6年第1回度会町議会定例会を招集させていただきましたところ、公私何かと御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政運営に対する所信の一端を申し述べ、議会並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしたいと存じます。

初めに、元日に発生いたしました能登半島地震で犠牲となられた方々に、深く哀悼の意を表し、被災された多くの皆様には心からお見舞いと、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

先般行いました義援金の募集では、町民の皆様また議員の皆様方より、温かい御支援をいただき、誠にありがとうございました。被災地の復興に、少しでもお役立っていただければと思います。

次に、物価高騰支援策として実施いたしました地域振興商品券の御報告であります。

議会の皆様に御理解を賜り、12月定例会で早期可決をいただきましたおかげで、年末年始にかけて、町民の皆様方に御利用をいただくことができました。

まだ、最終集計には至っておりませんが、約98.6%の御利用をいただいたと報告を受けております。

物価高騰はいまだ厳しい状況にありますが、令和5年度から6年度にかけては、低所得者への給付と定額減税の一体措置という形で支援いたすこととし、新年度予算へも、一部、関係予算を計上しておりますが、担当課連携の下、遺漏なく進めてまいりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

さて、新年度におきましては、物価高騰の影響や高齢化に伴う社会保障経費の増大、また、国が進める次元の異なる少子化対策に要する経費、さらには30年ぶりとも言われる高い水準での賃上げなど、前年度にも増して厳しい予算編成となりました。

一般会計では、これまでの水準を上回り45億円に迫る最大規模での編成となっております。

新年度予算では、「強くしなやかな、まちづくりを目指して」を考えの一つにしております。

強くしなやかなとは、まさしく、強靱なまちづくりであります。大きく3つの視点で御説明いたします。

まず一つ目には、まちづくりの強固な柱となります生活基盤の整備。

二つ目には、温暖化への脅威に対し、我々世代が今、行うべきゼロカーボンに向けた取組。

そして、三つ目には、高齢化が一層進む中で、デジタルの力をいかに活用していくか、デジタル変革の視点について、順に申し上げます。

初めに、生活基盤の整備についてであります。

被災地の状況を報道で拝見いたしますと、自然の脅威は計り知れず、甚大な被害を前に、無力ささえ感じるところであります。我々行政といたしましては、今、出来得る対策を着実に講じていく、そこに尽きるとしております。

住宅地域の側溝改良による排水機能の強化や、河川の浚渫工事、老朽水道管の布設替工事、また橋梁の耐震補強や倒木による停電を防ぐ支障木の事前撤去など、計画的に事業を進めてまいります。

また、橋梁や道路照明などの点検についてもしっかりと行い、施設の安全な管理と長寿命化に努めてまいります。

次に、ゼロカーボンに向けた取組についてです。

温暖化や脱炭素、再エネ事業は、世界的問題でありながら、取組の成果が見えづらいため、他の事業が優先される状況もままあるかと思っております。

ただ一方で、温暖化の脅威は確実に迫っている中、脱炭素社会の実現は、将来世代へしっかりと引継ぐべき取組であると考えます。

御承知のとおり、本町は令和3年4月、ゼロカーボンシティ宣言を行いました。

令和6年度では、防災拠点でもある庁舎周辺に、再エネ設備を導入し、非常時の電力確保と、平時の温室効果ガス排出抑制を実現する環境省のレジリエンス事業に挑戦をいたします。

また、昨年策定しました再エネ導入戦略に基づき、地域の状況に応じた地球温暖化対策を検討し、町内の温室効果ガスを削減するための計画を策定します。

加えて、太陽光発電設備や電気自動車購入にかかる費用の補助制度を三重県と連携し創設することで、各家庭での取組も支援してまいります。

そして、三つ目のデジタル変革についてであります。

一昨年度から進めるデジタル田園都市国家構想では、地域通貨である美村ペイや美村パスポートなど、便利なツールの構築を進めてきたところであります。

今後は、高齢者も含め、一人でも多くの方が、実際手に取り、使ってもらい、利便性を実感していただけるよう、普及啓発の強化を図ってまいります。

さらに、医療相談や移動スーパーなど、健康と暮らしをサポートするMa a S事業の展開や、認知機能検査システムの導入など、デジタルの力を活用して高齢者を支えていくような取組も、順次進めてまいります。

また、庁舎内においては、新年度から電子決裁を導入する準備を進めています。

デジタル行政の一環ではありますが、柔軟な働き方への対応により、職員の生産性を高め、また、円滑な合意形成により、町民の皆様への迅速な対応やサービス向上につながるよう進めてまいります。

以上、主な施策でございますが、令和6年度におきましても、町民の皆様や事業者の皆様、そして、町議会議員の皆様方に、引き続き、町政への御理解と御協力をお願い申し上げます、私の所信といたします。

それでは、今期定例会に提案いたしました議案について御説明をいたします。

今期定例会に、提案いたしました議案は、予算関係10件、条例関係13件、その他16件の合計39議案でございます。

まず、議案第1号 令和6年度度会町一般会計予算について御説明をいたします。12ページを御覧ください。

令和6年度は、対前年度2億1,146万6,000円、4.9%増となる総額44億9,924万8,000円の予算規模編成にて運営をしてまいりたいと存じます。

お示ししました予算案により、歳入予算から順を追って御説明いたします。

14ページからの款1町税では、昨年竣工されました民間による大規模太陽光発電施設の稼働に伴う固定資産税の増額見込みなどから、対前年度3億3,981万6,000円

増となる11億8,258万1,000円を計上いたしております。

項1町民税、目1個人には国が進める定額減税を踏まえた2億7,870万円を、目2法人では、法人税の増収を見込む2,230万6,000円を、項2固定資産税においては、先ほど申し上げました発電施設の稼働などに伴い、対前年度3億6,770万円増の8億340万円を、続く15ページにかけての項3軽自動車税では、昨年度とほぼ同額の3,717万5,000円を、次に、項4町たばこ税については、本年度の収入見込みから、前年度と同額の4,100万円を計上しております。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税については、対前年度20万円減の910万円を、項2自動車重量譲与税では、対前年度200万円増の2,680万円を、次の16ページの項4森林環境譲与税には、交付税の見直し等により、対前年度1,326万2,000円増の4,617万6,000円を計上いたしております。

款4配当割交付金及び款5株式等譲渡所得割交付金については、それぞれ540万円と390万円を見込んでおります。

次の17ページ、款6法人事業税交付金については、県へ納入された法人事業税額の一部が、市町村に交付されるもので1,210万円を計上いたしております。

款7地方消費税交付金については、対前年度2,590万円減の1億4,960万円を、款8環境性能割交付金では、対前年度450万円増の810万円を計上いたしております。

款9地方特例交付金では、定額減税による減収補填を考慮し、対前年度3,136万9,000円増の3,846万5,000円を見込んでおります。

次に、18ページ、本町が歳入において大きく依存する款10地方交付税につきましては、国の地方財政対策を総合的に勘案し、また当年度は、固定資産税が増収となる見込みから、基準財政収入額の増額による影響を踏まえ、対前年度3億637万2,000円減の14億4,920万円を計上いたしております。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金では、保育所への入所予定児童の保護者負担金など、2,070万9,000円を、続く、19ページ、目3土木費負担金には、田口大橋耐震補強事業の大台町負担分として6,936万円を計上いたしております。項2分担金の400万円については、ライフライン事前伐採事業にかかる中部電力からの分担金が主たる内訳となっております。

次に、款13使用料及び手数料、項1使用料、目1土木使用料については、町有施設の使用料で、対前年度356万円増の2,929万6,000円を見込み、20ページ、項2手数料では、窓口での諸証明手数料及び美化センターのごみ処理手数料など、総額434万2,000円を計上いたしております。

21ページ、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金では、節1社会福祉総務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金をはじめ、節2障害福祉費負担金に介護給付費負担金などを、また、節3児童措置費負担金には、国による

児童手当制度の見直しに伴う負担金などを合わせた1億8,296万4,000円を、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金には、レジリエンス強化事業の実施設計業務にかかる二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金など、合わせて2,000万円を計上いたしております。

22ページ、節3戸籍住民基本台帳費補助金には、戸籍法改正により対応するためのシステム整備等に対する補助金として1,455万9,000円を、目2民生費国庫補助金、節1障害福祉費補助金には、地域生活支援事業補助金として313万2,000円を、また、節9子ども・子育て支援交付金には637万7,000円を計上いたしております。

次に、目3衛生費国庫補助金、節1環境衛生費補助金には、浄化槽設置にかかる循環型社会形成推進交付金として440万5,000円を、また、節3保健衛生費補助金には、出産・子育て応援事業補助金など、750万8,000円を計上いたしております。

目4農林水産業費国庫補助金には、節1林業振興費補助金へ、美しい森林づくり基盤整備交付金及び山村強靱化林道整備事業補助金を、次の節2農業振興費補助金に多面的機能支払交付金など、合わせて1,304万7,000円を計上いたしております。

目5土木費国庫補助金では、節1道路橋梁費補助金に、町道改良事業等にかかる社会資本整備総合交付金及び地方創生道整備推進交付金に、道路メンテナンス事業費補助金を合わせた4,130万5,000円を、次の節2住宅費補助金には、町営住宅清風団地の建替え業務にかかる社会資本整備総合交付金として580万円を計上いたしております。

23ページ、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金には、従来の国民健康保険や障害福祉、介護及び後期高齢者保険などに、このたびの児童手当制度の見直しを見据えた児童措置費を含めた1億1,810万5,000円を計上し、24ページ、項2県補助金、目1総務費県補助金では、三重県や近隣市町と連携し進める移住・就業マッチング支援事業や南部地域活性化基金事業などへの補助金として273万1,000円を、目2民生費県補助金には、障がい者や子ども医療費などへの県補助金として2,966万6,000円を計上いたしております。

25ページ、目3衛生費県補助金では、出産・子育て応援事業、浄化槽設置促進事業などのほか、三重県との連携により、このたび、新たに創設する太陽光発電施設の設置並びに、電気自動車の購入にかかる事業に対する県補助金など968万3,000円を計上し、目4農林水産業費県補助金では、節3農業振興費補助金へ鳥獣被害防止総合対策など726万6,000円を、節5林業振興費補助金には、みえ森と緑の県民税市町交付金など2,154万円を、目6土木費県補助金では、継続し実施する脇出地区の地籍調査事業費補助金など553万4,000円を計上しております。

目8災害復旧費県補助金では、林道注連指西線の地滑り災害にかかる復旧事業費補助金として9,600万円を、次の26ページ、項3委託金、目1総務費委託金につい

ては、節2 徴税費委託金の個人県民税徴収取扱交付金1,170万円など、1,283万円を計上いたしております。

次の款16財産収入、項1 財産運用収入では、次のページにかけての目1 財産貸付収入へ、風力発電事業に伴う町有林の借地料など、570万円を計上いたしております。

27ページ、款17寄附金、項1 寄附金、目2 ふるさと寄附金では、本町へのふるさと寄附金額の実績を踏まえ、前年度と同額の7,500万円を計上いたしております。

28ページ、款18繰入金、項2 基金繰入金については、目1 財政調整基金繰入金へ3億4万3,000円を、目6 公園施設保全管理基金繰入金に400万円を、目7 町債管理基金繰入金に1億円を、目11ふるさと応援基金繰入金に1,352万4,000円を計上するなど、一般会計の財源の確保と調整をいたしております。

次の款19繰越金には、前年度繰越金として3,000万円を計上いたしております。

29ページからの款20諸収入、項3 雑入、目1 雑入では、ハロウィンジャンボ宝くじの収益分配金や指定ごみ袋の販売収入など、合わせて3,689万8,000円を見込んでおります。

次の31ページ、項4 受託事業収入では、高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業収入として377万7,000円を計上いたしております。

款21町債、項1 町債、目2 農林水産業債には、林道改良事業や林道橋梁修繕事業へ充当するため890万円を、目3 土木債には、田口大橋耐震補強事業のほか、道路舗装や側溝改良事業へ充当するため、1億9,950万円を計上いたしております。

また、目4 臨時財政対策債には、国の地方交付税の財源状況から1,219万3,000円減の732万円を見込んでおります。

目5 災害復旧債では、林道注連指西線の地滑り災害復旧事業に充当すべく、2,160万円を計上いたしております。

32ページ、目6 消防債には、広域消防負担金にかかる緊急防災・減災事業債として220万円を、目9 総務債には、レジリエンス強化事業にかかる、それぞれの事業債を合わせ足し、1,540万円を計上いたしております。

以上をもちまして、歳入の概要説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の概要について、順に御説明申し上げます。

まず初めに、一般会計の各科目に計上しております給与費明細書を、本予算書末尾の104ページから112ページに掲げており、一般職のうち、会計年度任用職員以外の職員給与費等の所要総額は、106ページのとおり、職員数92名、5億6,129万円でございますので、御高覧を賜りたいと存じます。

33ページの款1 議会費を御覧ください。

議会運営活動に係る関係経費として6,613万8,000円を計上いたしております。

次に、34ページからの款2総務費は、13ページのとおり、対前年度623万3,000円増の6億4,574万1,000円で、予算における構成比は14.4%となっております。

34ページ、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職、総務課、出納室職員及び会計年度任用職員の人件費などを計上いたしております。

その他、主要なものとしては、35ページ、節7報償費に、ふるさと納税報償費として2,428万8,000円を計上し、36ページ、節12委託料の1,576万4,000円については、DX推進のためのシステム委託料232万5,000円や、ふるさと納税業務委託料700万円などが主たる委託料となっております。

次に、37ページの目2文書広報費では、予算額1,707万1,000円により、町広報紙の発行のほか、デジタル行政の加速についても努めてまいります。

38ページの目3会計管理費へは、令和6年4月から発生します公金収納手数料など、出納等にかかる経費として1,105万7,000円を、目4財産管理費では、役場庁舎など町有財産の維持・管理経費など、4,817万7,000円を計上いたしております。

次に、40ページからの目5企画費には、レジリエンス強化事業にかかる実施設計業務や、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた再エネ計画・区域施策編の策定支援委託料のほか、南部地域活性化基金事業に要する費用などを合わせ、対前年度2,755万6,000円増の1億4,402万7,000円を計上いたしております。

42ページ、目6地方バス路線維持対策費には、地方路線バス運行委託料など、5,408万3,000円を、43ページ、目8諸費には、区事務費補助金、地区集会所の改修等補助金など、1,264万6,000円を計上いたしております。

次に、項2徴税费、目1税務総務費は、税務係の人件費関係が主なもので2,854万2,000円を計上いたしております。

44ページ、目2賦課徴収費では、町税の課税徴収事務に係る各種電算委託料など、4,296万1,000円を計上、主なものとしては、45ページ、節12委託料において、固定資産税の評価替えに伴うシステム準備作業や、プログラム作成に要する費用467万5,000円を見込むほか、定額減税に対応するためのシステム等改修にかかる費用198万円などを合わせ、2,304万9,000円を計上いたしております。

46ページ、項3戸籍住民基本台帳費には、戸籍事務に携わる職員の人件費のほか、47ページ、節12委託料には、戸籍法改正により、氏名の読み仮名が戸籍記載事項に追加されることへの対応に向けたシステム改修に要する経費など、合わせて5,657万4,000円を計上、項4選挙費では、人件費と選挙管理委員会に要する費用として、目1選挙管理委員会費に914万9,000円を計上いたしております。

48ページ、項5統計調査費112万5,000円につきましては、農林業センサスなど、各種統計調査にかかる経費としております。

次に、49ページ、款3民生費の総額は12億6,628万8,000円となり、全体予算にお

ける構成比は、28.1%と大きな割合を占めております。

まず、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費におきましては、人件費など1億6,048万3,000円を計上いたしております。

人件費を除く、主たる予算構成につきましては、50ページの節18負担金補助及び交付金に、度会町社会福祉協議会への補助金2,931万2,000円を、節19扶助費には、福祉医療費補助金など2,522万8,000円を、51ページ、節27繰出金には、国民健康保険特別会計への繰出金7,637万4,000円など、社会福祉に要する費用を計上いたしております。

次の目2 障害福祉費には、節12委託料に障害者相談支援事業をはじめとする760万6,000円のほか、節19扶助費に生活介護事業費の6,240万円を主とし、身体及び知的障害者の施設入所支援費など、合わせて2億161万8,000円を計上し、障害者福祉の充実に努めます。

次に、52ページ、目3 老人福祉費では、53ページ、節27繰出金に、後期高齢者医療特別会計繰出金1億6,060万2,000円、介護保険特別会計繰出金1億7,785万8,000円を計上するなど、合わせて3億5,001万8,000円をもって、団塊の世代が後期高齢者へ進みゆくことを見据えた高齢者福祉の展開を目指します。

次に、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費では、人件費や各種システム使用料などのほか、54ページ、節12委託料では、計画期間の満了を迎えます「第3期子ども子育て支援事業計画」の策定に向けた支援業務委託料として519万8,000円を計上いたしております。

目2 児童措置費では、児童手当制度の見直しによる補助金などを含め、1億3,826万8,000円を計上し、55ページ、目4 児童福祉施設費には、町立保育所の運営費として3億2,863万9,000円を計上し、さらなる保育サービスの充実に努めます。

主な費用といたしましては、56ページからの節12委託料では、次の57ページに、保育所給食調理等業務に3,255万2,000円、外国語指導助手派遣業務委託料として489万5,000円を計上いたしております。

節14工事請負費では、老朽化が進む棚橋保育所の屋根改修やトイレ改修などに要する費用として2,678万4,000円を見込んでおります。

目5 地域子育て支援センター運営費では、センター運営経費569万8,000円を計上、58ページ、目6 放課後児童クラブ運営費では、所要額として、2,313万9,000円を見込んでおります。

次に、60ページからの款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費は、保健衛生、環境衛生に係る職員の人件費と水道事業にかかる負担金が、主な要素となっており、61ページから62ページにかけての節18負担金補助及び交付金には、建設改良事業負担金として5,150万円を、また、県道伊勢大宮線の安全対策事業に伴う

配水管布設替工事の設計業務補助金として390万2,000円を計上いたしております。

目2予防費では、令和6年度から新たに、帯状疱疹やおたふく風邪など、予防接種助成の拡充を施す費用を含め、2,085万6,000円を計上し、感染症の予防対策などに万全を期します。

次の目4環境衛生費は、環境衛生対策や不法投棄防止対策に要する費用、1億4,415万5,000円です。

63ページ、節18負担金補助及び交付金には、合併処理浄化槽設置補助金や伊勢広域環境組合の負担金等1億4,085万円を見込んでおります。

64ページ、目5母子保健衛生事業費では、出産・子育て応援事業に関する費用を含め、3,802万円を計上いたしております。

66ページ、目6健康増進対策費にあつては1,117万6,000円を計上し、町民の皆さん一人一人が自らの健康づくりへ主体的に取り組めるよう支援に努めます。

67ページから68ページにかけての項2清掃費、目1塵芥処理費では、ごみ収集処理対策費用など、5,379万2,000円を計上いたしております。

次に、69ページからの款5農林水産業費ですが、対前年度3,245万円減の1億8,918万9,000円で予算における構成比は4.2%となっております。

項1農業費、目3農業振興費では2,504万4,000円を計上し、主要産品である茶業振興のための施策や農地の荒廃防止対策に努めます。

予算内訳の概要といたしましては、有害鳥獣による農作物被害の軽減対策のため、節7報償費に有害鳥獣駆除報償費1,073万円を、次の70ページ、節12委託料には、令和5年度の基礎調査を経て、当年度の完成を目指す農業振興地域整備計画の策定に必要な費用など702万7,000円を、節18負担金補助及び交付金に、集落営農組織や認定農業者など、担い手への支援とする農業機械購入助成事業費補助金を含め、577万3,000円を計上いたしております。

次の71ページ、目4農地費では3,397万2,000円を計上いたしております。

主な業務といたしましては、節12委託料に、ため池の耐性評価業務の結果を踏まえ、被害想定の大い棚橋の岩坂大池の防災工事を先行実施するに当たっての所有権移転業務や農道橋8橋の法定点検業務など、合わせて1,325万円を計上、また、72ページ、節14工事請負費に町管理農道の維持管理費として200万円を計上、節18負担金補助及び交付金へは、農業施設の改良復旧工事等に対する補助金など609万7,000円を計上いたしております。

目6多面的機能支払事業費には、施設の更新など、維持・向上活動に対する交付金として977万4,000円を計上し、73ページ、目9環境保全型農業直接支払事業費には、環境保全に効果的な営農活動に取り組む有機栽培事業者への支援として266万4,000円を計上いたしております。

次に、項2 林業費、目2 林業振興費においては4,591万4,000円を計上し、水源涵養や災害防止など適正に森林を管理し、林業の振興を図ります。

74ページにかけての節12委託料では、注連指地内の水源林などの整備にかかる水源林整備業務の委託料770万円を、また、ライフライン事前伐採事業として500万円を計上いたしております。

このほか、作業道開設業務の委託料として950万円、和井野地区の森林間伐整備委託料1,000万円など、合わせて4,202万円を計上し、水源涵養機能の保全に努めてまいります。

次の74ページ、目3 林道事業費では、県補助金860万3,000円、歳入で御説明いたしました農林水産業債890万円、地元負担金100万円などを財源に3,485万円を計上し、適切な林道の維持管理を図ります。

75ページ、目5 治山事業費では、栗原地内における県営治山事業の附帯工事に要する費用など、280万円を計上いたしております。

次に、76ページ、款6 商工費、項1 商工費、目2 商工業振興費におきましては、節18負担金補助及び交付金へ、度会町商工会の運営やいらっ茶いわたらいの事業補助金など2,660万6,000円を計上し、地場産業の振興や町の活性化を図ります。

77ページからの款7 土木費は、対前年度8,070万4,000円増の6億5,469万1,000円で、予算における構成比は14.5%となっております。

まず、項1 土木管理費、目1 土木総務費には、建設担当の人件費や脇出地区の地籍調査事業費用などとして6,582万3,000円を計上しております。

79ページ、項2 道路橋梁費、目1 道路維持費では4,603万7,000円を計上し、町道の適切な維持管理に努めます。

次の80ページへ続く、目2 町道新設改良費におきましては、田口大橋の耐震補強工事を主たる内訳となりますが、安全な通学路の確保、道路整備、長寿命化及び自然災害対策など、各種の工事に設計業務を含めた費用として3億9,806万4,000円を見込み、80ページの項3 河川費、目1 河川維持費では873万円を計上し、適切な河川の維持管理と改修を施します。

81ページ、項4 施設管理費、目1 公園管理費では、宮リバー度会パークと日の出の森の維持管理経費として、対前年度127万6,000円増の2,299万円を計上いたしております。

82ページ、節14工事請負費450万円については、公園維持補修工事として、遊具修繕や駐車場整備などを施し、安心・安全かつ適切な維持管理に努めてまいります。

目2 山村広場施設管理費332万8,000円、並びに、目3 バザールわたらい施設業務管理費429万円については、ふれあい広場栗山とバザールわたらいの維持管理にかかる経費として、それぞれ計上しております。

83ページ、目4遊水プール鏡運営費では、節12委託料に、施設指定管理料として2,700万円を計上しており、前年度より増額となっておりますが、この要因は、昨今の物価高騰や最低賃金の引上げに伴う人件費見直しなどによるものであります。

また、節14工事請負費にプール内外の施設整備の工事費として800万円を計上し、来場者が安心して利用いただける施設整備に努めます。

84ページにかけての項5住宅費は、町営住宅の維持管理経費となりますが、老朽化が進む清風住宅の建替えにかかる基本設計や用地取得費用を含めまして、4,497万4,000円を計上しております。

次の款8消防費におきましては、総額で対前年度596万1,000円増の2億1,054万円1,000円で、構成比は4.7%となります。

まず、項1消防費、目1非常備消防費では、消防団員の報酬及び活動費の所要額、退職団員の退職報償金など1,688万9,000円を、85ページ、目2消防施設費については、広域消防負担金などで、対前年度967万5,000円増の1億5,707万6,000円を、次の目3防災費におきましては3,417万5,000円を計上し、迅速かつ的確な災害時の対応を目指してまいります。

続きまして、87ページからの、款9教育費におきましては、対前年度1,162万1,000円増の4億742万2,000円で総予算における構成比は9.1%を占めております。

項1教育総務費、目2事務局費は、教育委員会事務局学校教育関係の人員費などで、5,105万7,000円を計上いたし、より一層の教育活動の適正化、活発化を促進してまいります。

88ページ、目3教育振興費には417万3,000円を計上し、高校生等修学支援金により、子育て家庭を支援します。

89ページへ続く、項2小学校費、目1学校管理費におきましては、1億3,173万6,000円を計上し、主たる内訳につきましては、事務的経費や学習支援員の配置、スクールバスの運行などとなり、さらなる教育環境整備に努めます。

また、91ページ、節18負担金補助及び交付金においては、子育て家庭の負担軽減を図るべく、学校給食費の補助による支援として904万9,000円を計上いたしております。

92ページに続く、項3中学校費、目1学校管理費においては1億817万4,000円を計上し、中学校教育の充実を図ります。

中学校費では、主な経費といたしましては、93ページ、節12委託料にALT2名分の委託料として1,028万3,000円を計上し、生きた英語教育、国際感覚や異文化への理解を深める取組を進めます。

94ページ、節14工事請負費には、スクールバス駐車場の補修費用など280万円を、節18負担金補助及び交付金には、中学校においても、給食費補助による支援として

629万2,000円計上し、子育て家庭の負担軽減を図ってまいります。

95ページ、項4社会教育費、目1社会教育総務費には、令和6年度で3年目を向かえ、最終年度となる「度会町学び輝くプロジェクト」のアドバイザー派遣業務費用などとして、節12委託料へ、647万6,000円を計上いたしております。

96ページ、目2公民館費には、図書活動にかかる経費や生涯学習の充実を図る経費など1,415万2,000円を、97ページからの目3ふるさと歴史館費については、開館から十周年を迎える歴史館の運営費用として185万1,000円を、98ページからの項5保健体育費、目1保健体育総務費には、総合型地域スポーツクラブ等補助金など、633万円を計上いたしております。

99ページ、目2体育施設費には、中川第2グラウンド及び小川郷グラウンドにかかる照明の取替え費用など、222万円を含む614万2,000円を計上し、施設の適正な維持管理と利用者の安全な環境づくりに努めます。

次の目3学校給食施設費では、節10需用費へ浄化槽などの修繕料558万2,000円を、100ページ、節12委託料へ給食センター調理等業務委託料など3,693万1,000円を、節17備品購入費へは、食器・食缶用洗浄機など、経年劣化に伴い、必要な給食用備品の購入費用727万3,000円などを合わせて5,120万円の計上をいたしております。

続く、款10災害復旧費については、継続費事業とする林道注連指西線の災害復旧にかかる機器観測及び監理業務委託料を含めた工事費用として、対前年度1億63万円増となる1億3,613万円を計上いたしております。

なお、林道注連指西線については、災害復旧事業として、単年度で完成できる規模を超えることが予想されますことから、8ページの第2表 継続費にお示しのとおり、年割額を、令和6年度は1億2,603万円、令和7年度から令和9年度までの各年度に6,469万円を見込み、総額3億2,010万円の事業規模において進めてまいりたいと存じます。

また、113ページへ、この継続費の予算調書を参考資料として付しておりますので、御高覧をお願いいたします。

101ページ、款11公債費については、対前年度710万円増の3億3,450万円を計上し、総予算における構成比は7.4%を占めております。

なお、起債予定の地方債については、11ページの第5表 地方債へ、また、当該年度末における地方債の現在高の見込みなどに関する調書を、本予算書の末尾115ページに記載しておりますので、重ねて、御高覧賜りたいと存じます。

お戻りいただきまして、102ページ、款12諸支出金、項2基金費を御覧ください。

目3教育施設整備基金費、節24積立金では、将来的な教育施設整備への積立てとして臨時積立金など1億2万1,000円を計上いたしております。

教育関連施設の老朽化については、最も懸念する課題の一つであり、少子化、施

設の老朽状況、町の財政状況などを見据えながら、学校施設の在り方を検討してまいります。

目10森林環境譲与税基金については、森林管理制度の促進など、将来の森林整備に向けての基金で、令和6年度の当該譲与税からの事業費の見込みを差し引いた1,930万8,000円を計上し、次の目11ふるさと応援基金については、ふるさと納税制度による寄附金を、翌年度以降の事業に充当できるよう基金として積み立てているもので、令和6年度は、前年度と同額の3,500万円を見込み、有効的な活用に努めてまいります。

なお、9ページの第3表 繰越明許費では、本年度、工事発注を計画しています田口大橋耐震補強事業につきまして、令和7年度まで工事期間が及ぶことから、その繰越明許費として2億3,120万円を計上いたすものでございます。

また、次の10ページ、第4表 債務負担行為には、令和7年度から令和9年度を期間とする固定資産基礎資料修正及び土地評価業務へ、2,539万9,000円を、令和7年度にかけての町営住宅清風団地建替工事実施設計業務へ、1,350万円を限度額として取り組むべく、計画をいたしております。

以上をもちまして、議案第1号 令和6年度一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

引き続き、議案第2号からは、副町長が説明いたしますので、御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（若宮 淳也） 暫時、休憩いたします。

(10時24分休憩)

(10時40分再開)

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、西岡副町長より提案理由の説明を求めます。

西岡副町長。

○副町長（西岡 一義） それでは、町長に代わりまして、順次御説明いたします。

まず、議案第2号 令和6年度度会町国民健康保険特別会計予算でございます。

予算編成につきましては、例年、過去数年の医療費の動向や受診率の推移などを勘案し、県や国保連合会との連携調整による予算計上としております。

当年度におきましては、団塊世代の方々が後期高齢者へ移行することに伴い、被保険者数は減少しているものの、1人当たりの医療給付費は増加傾向にあることから、予算規模は対前年度1,126万7,000円増の8億3,406万4,000円と定めております。

まず、歳入でございますが、5ページ、款1国民健康保険税においては、現年度課税分や実績から滞納繰越課税分などを考慮の上、精査し、対前年度602万9,000円減となる1億4,648万3,000円を計上いたしております。

次に、款4 県支出金においては、県からの資料に基づき、対前年度2,187万7,000円増の5億8,069万9,000円を計上しております。

款6 繰入金は、保険税の算定から、対前年度457万9,000円減の9,137万3,000円を見込み、予算計上しております。

なお、繰入金は、一般会計から保険税軽減に伴う財政措置や関係職員にかかる人件費など合わせて、7,637万3,000円の繰入れを行い、給付費支払準備基金からは1,500万円を繰入措置しております。

次に、6ページの歳出でございますが、款1 総務費におきましては、人件費や事務電算化共同処理に要する費用などを合わせて、1,888万9,000円を計上いたしております。

歳出予算の過半を占める款2 保険給付費につきましては、令和5年度の実績見込額から推計し、対前年度1,429万6,000円増の5億6,874万9,000円を見込んでいます。

次の款3 国民健康保険事業費納付金は、三重県が設ける国保特別会計から、医療機関へ支払う費用に充てるため、度会町の納付金を支出することを目的とするもので、県の資料により計上いたしておりますが、対前年度24万3,000円減の2億2,429万8,000円を見込んでいます。

款6 保健事業費では、対前年度30万3,000円増の1,632万1,000円を計上し、特定健康診査など生活習慣病対策を進めることで、疾病の早期発見や国民健康保険事業の財政健全化を図ります。

次に、議案第3号 令和6年度度会町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

介護保険料の算定基礎ともなる第9期介護保険事業計画や高齢者福祉計画に基づき、高齢者福祉の充実に必要な予算計上といたしております。

当年度におきましては、令和5年度の利用実績により、施設介護サービスの減少を見込み、歳入歳出予算の総額を対前年度2,270万6,000円減の11億966万3,000円といたすものでございます。

総括的な事項では、まず、6ページ、歳入において款1 介護保険料に、第1号被保険者保険料として対前年度1,375万2,000円増の2億2,230万5,000円を計上したほか、款3 国庫支出金に2億5,113万1,000円、また、第2号被保険者保険料からの介護給付費交付金などを、款4 支払基金交付金に2億7,937万4,000円、款5 県支出金に1億5,364万円、款7 繰入金には、人件費等に充当するための一般会計繰入金や歳入歳出予算額を調整するための基金繰入金を合わせて2億19万8,000円を計上しております。

次に、7ページの歳出でございますが、款2 保険給付費は、居宅介護サービス給付費、地域密着型サービス給付費及び施設介護給付費を主として9億9,520万円を

計上しております。対前年度1,893万円の減となっていますのは、施設への入所者数の減少に伴いまして、施設介護サービス給付費の減額を見込んでおりますことが、主な要因でございます。

款4 地域支援事業費につきましては、対前年度232万2,000円減の7,638万8,000円を計上いたしております。

当年度の包括支援センター事業の重点施策としては、保健事業と介護予防の一体化事業の実施をはじめ、地域の担い手への支援、認知症に対する知識の共有のほか、成年後見中核機関を兼ねた成年後見サポートセンター事業など、さらなる支援事業の充実に努めてまいります。

次に、議案第4号 令和6年度度会町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算編成に当たっては、進みゆく高齢化社会に伴う医療費増加に加えまして、団塊の世代が後期高齢者に移行するという状況の変化の把握と保険料改定に伴う負担金増加を見込み、予算の積み上げを行っております。

三重県後期高齢者医療広域連合の資料を元に算定し、歳入歳出予算総額を、対前年度2,773万円増の2億5,177万4,000円といたすものでございます。

4ページ、歳入においては、主として、款1 後期高齢者医療保険料9,106万7,000円、款3 繰入金に、一般会計繰入金1億6,060万2,000円等を財源として、5ページの歳出において事務費の款1 総務費に1,212万9,000円、款2 後期高齢者医療広域連合納付金に2億3,953万5,000円を充当するものでございます。

次に、議案第5号 令和6年度度会町水道事業会計予算について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第2条では、令和6年度の業務予定量について、給水戸数、年間総給水量及び主要な建設改良事業として、県道等配水管布設替え等の各種工事を、第3条で、収益的収入及び支出は、水道事業収益2億6,986万8,000円、収益的支出は、2ページの水道事業費用2億9,119万8,000円を計上し、第4条で、資本的収入は7,309万1,000円、資本的支出は、3ページに、1億370万1,000円の予定額を計上いたしております。

まず、第3条収益的収入及び支出の詳細について御説明させていただきます。

30ページの事項別明細書を御覧ください。

款1 水道事業収益は、項1 営業収益と項2 営業外収益に分かれ、項1 営業収益の主たるものは、目1 給水収益、節1 水道料金で1億5,600万円を、項2 営業外収益では、目2 他会計補助金、節1 一般会計補助金839万8,000円と、目3 長期前受金戻入に、補助金負担金等の本年度収益化分として9,757万3,000円を計上いたしております。

ます。

次に、収益的支出ですが、款1水道事業費用は、項1営業費用、項2営業外費用、項4予備費の3つに分かれています。

30ページ、項1営業費用の目1原水及び浄水費では、原水及び浄水に要する経費を計上しており、主たるものは、31ページ、節16委託料の施設管理委託料等2,597万円と節33受水費の南勢水道用水受水費1,297万8,000円でございます。

目2配水及び給水費は、配水管等の施設維持管理に要する経費であり、1,113万9,000円、目3業務費は水道料金の徴収や検針業務のほか、電算システム及び量水器に係る経費であり、1,463万8,000円を計上、目4総係費は、総額を4,057万4,000円とする職員の人件費及び一般管理費でございます。

32ページ、節16委託料には、水道情報管理システムのデータ更新等業務、水道料金改定計画の策定業務など、委託料として1,630万円を計上いたしております。

33ページ、目5減価償却費は、有形固定資産減価償却費として1億5,069万6,000円を、その主たるものは構築物の6,595万9,000円と機械及び装置の8,158万9,000円でございます。

項2営業外費用としては、目1支払利息及び企業債取扱諸費と目2消費税を合わせて866万円を計上いたしております。

続きまして、第4条資本的収入及び支出の詳細につきまして、34ページで御説明いたします。

まず、資本的収入についてでございますが、項2出資金には、元金償還金に対する出資金として、一般会計出資金1,659万1,000円を、項3負担金には、建設改良事業負担金等として5,450万円を、項5補償金には、町道等改良事業配水管移設工事補償金として200万円を計上しております。

次の款1資本的支出には、項1建設改良費へ県道等配水管布設替工事の設計業務などにかかる委託料966万9,000円及び工事請負費6,350万円を見込み、35ページ、項3企業債償還金には3,047万2,000円を計上いたしております。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額3,061万円については、2ページ、第4条のとおり、当年度分損益勘定留保資金で補填します。

なお、その他附属資料として、8ページに資金の流れを見るための財務諸表であるキャッシュ・フロー計算書を、9ページに給与費明細書を、また、15ページに年間の経営を示す予定損益計算書を、23ページに財産の残高を示す予定貸借対照表を、それぞれ添付いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

続きまして、議案第6号 令和5年度度会町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

本予算案は、令和5年度が終盤を迎えましたことから、各種事務事業の精査及び

歳入歳出を調整した上で、1億1,668万8,000円減額し、補正後の予算総額を48億1,921万1,000円といたすものでございます。

歳入におきましては、10ページ、款10地方交付税において、普通交付税の再算定に伴い、追加交付されたことにより、3,784万2,000円の増額をいたしております。

次に、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金では、児童手当の支給実績などから354万6,000円を減額いたしております。

11ページの項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金では、マイナンバーカードの氏名ローマ字表記にかかるシステム整備費の追加分等として310万3,000円の増額をいたしております。

目5土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金事業で行います町道川南線ほか1路線の道路舗装工事など132万1,000円を追加いたしております。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金では、国民健康保険保険基盤安定負担金383万7,000円の減額など、各種負担金の調整を施し、405万9,000円の減額をいたしております。

12ページの項2県補助金につきましては、目4農林水産業費県補助金590万9,000円の減額や、目8災害復旧費県補助金770万円の追加など、各事業の進捗に伴う精査となっております。

款18繰入金、項2基金繰入金では、目1財政調整基金繰入金において、今回の補正予算における財源調整として8,142万円を減額するとともに、13ページ、目6公園施設保全管理基金繰入金で充当事業の事業費減額により1,000万円を、目7町債管理基金繰入金においても、財源調整により5,000万円を、それぞれ減額し、合わせて1億4,142万円の減額調整をいたしております。

款21町債、項1町債においては、目3土木債にて300万円を、目5災害復旧債にて690万円を、事業費の精査による不用額として合わせて990万円の減額をいたしております。

続きまして、歳出の主たるものについて、14ページから順に御説明いたしますが、人件費につきましては、省略しますことを御了承のほど、お願いいたします。

まず、款2総務費、項1総務管理費において、15ページのみ4財産管理費では、庁舎等電気使用料にて国による激変緩和措置に伴いまして、当初の想定より電気料金が抑えられましたことから、600万円の減額をいたしております。

16ページからの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、17ページ、節27繰出金にて、国保特別会計への繰出金1,621万6,000円を減額しております。

目2障害福祉費では、放課後等デイサービス事業費の不足分を補うべく200万円の追加を、目3老人福祉費においては、後期高齢者医療特別会計繰出金や介護保険特別会計繰出金の各会計の精算見込みなどから735万2,000円を減額いたしております。

す。

18ページの項2児童福祉費、目2児童措置費では、児童手当などの支給実績から605万円を減額し、目4児童福祉施設費では、こちらも電気料金の負担調整により、節10需用費において、保育所の電気代を100万円減額しております。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、19ページの節18負担金補助及び交付金では、水道事業における建設改良工事の実績による精査や水道ビジョンの改定業務補助金の調整などから4,011万8,000円の減額をいたしております。

20ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費では、節7報償費にて有害鳥獣の駆除報償費を実績により200万円の減額調整を施し、節12委託料190万円の減額については、今年度から2か年にわたって策定に取り組む農業振興地域整備計画の策定委託業務にかかる入札差金や変更を見込み調整いたしております。

次の目4農地費、21ページ、節12委託料では、町管理の農道草刈り業務等の実績による精査と3つの防災重点農業用ため池に対する劣化地震豪雨耐性評価業務の結果などを踏まえ、合わせて300万円の減額をいたしております。

次に、項2林業費、目3林道事業費では、林道麻加江小萩線や新藤越線の維持補修工事のほか、開設中の林道鶴ガ坂線の附帯工事などの不用額などの精査により1,430万円を減額いたしております。

次の22ページ、目5治山事業費では、県営治山事業附帯工事などの進捗状況を見据え180万円を減額いたしております。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費では、当初見込んでいた宮リバー度会パークの誘客促進事業を他の事業へ移行したことなどから、261万9,000円を減額いたしております。

23ページ、款7土木費、項1土木管理費では、脇出地内地籍調査事業の精査などにより101万1,000円を減額し、項2道路橋梁費では、目1道路維持費において、町道除草業務等の事業見込額の精査などにより150万円を減額し、目2町道新設改良費においては、節12委託料345万円、節14工事請負費351万2,000円の減額など、いずれも、それぞれ事業見込額の精査などにより、合わせて1,076万9,000円を減額いたしております。

また、24ページの項3河川費、目1河川維持費においても200万円の減額を、項4施設管理費、目4遊水プール鏡運営費にて1,500万円の減額を、先ほどと同様、事業見込額の精査などにより、このたび、補正をお願いするものでございます。

続きまして、25ページ、款8消防費、項1消防費、目2消防施設費につきましては、広域消防の職員退職による人件費など、節18負担金補助及び交付金において237万3,000円の追加をいたしております。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費では、節10需用費にて光熱水費の抑

制に伴い、200万円の減額を見込み、26ページ、節13使用料及び賃借料ではパソコンのリース契約内容を見直すことにより、同じく200万円の賃借料削減を図るなど、合わせて490万円の減額をいたしております。

27ページ、款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1現年災公共土木施設災害復旧費では、事業見込額の精査として町道麻加江注連指線道路災害復旧工事及び準用河川五里山川災害復旧工事において、合わせて600万円の減額をし、次の項2農林水産業施設災害復旧費では、目1現年災農業施設災害復旧費に、被災した獣害防止施設にかかる復旧補助金の申請実績により250万円を減額、目2現年災林業施設災害復旧費には、林道注連指西線災害復旧事業にかかる地下水調査等の委託料として2,000万円の追加計上をいたしております。

款11公債費、項1公債費につきましては、令和5年度の償還予定額の精査により目1元金、目2利子ともに、不用額の調整として379万2,000円を減額いたしております。

ページをお戻りいただきまして、6ページ、第2表 繰越明許費補正でございますが、固定資産基礎資料修正及び土地評価業務など、列記いたしました事業等につきましては、施行に要する適正な期間を確保することが困難であり、年度内に完了できない見込みであるため、翌年度への予算繰越について承認を求めるものでございます。

また、さきの定例町議会においてお認めいただきました緊急防災・減災事業の田口大橋耐震補強事業及び宮リバー度会パーク遊水プール鏡のプール改修事業につきましては、今回の補正に併せまして、改めて、限度額変更の承認を求めるものでございます。

次の7ページ、第3表 地方債補正については、歳入予算の調整のため、起債の限度額を補正するものであります。

続きまして、議案第7号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

今回の補正におきましては、歳入歳出それぞれ55万9,000円を追加し、予算の総額を8億8,313万1,000円とするものでございます。

歳入におきましては、2ページ、款4県支出金において、保険給付費等交付金などの精査により231万7,000円を減額し、款6繰入金においては、不用となる3,121万6,000円を減額しております。

款7繰越金では、前年度繰越金として3,409万2,000円を追加いたしております。

また、3ページ、歳出では、款2保険給付費において、一般被保険者における高額療養費と新型コロナの疾病手当金の実績などの精査により、54万1,000円を追加いたしております。

次に、議案第8号 令和5年度度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、今回の補正は、本年度の給付費見込額を精査することなどで、歳入歳出それぞれ679万8,000円を追加し、補正後の予算総額を11億8,254万5,000円と定めるものでございます。

2ページの歳入につきましては、介護給付費負担金の交付決定などに伴い、款3 国庫支出金にて1,094万1,000円を追加、款4 支払基金交付金にて1,244万6,000円を追加、款5 県支出金では1,448万3,000円を減額し、款7 繰入金においては、一般会計及び基金からの繰入金を3,305万円減額、款8 繰越金では3,094万4,000円を追加するものであります。

3ページ、歳出においては、款1 総務費では、度会広域連合への負担金調整などにより587万7,000円を減額し、款3 基金積立金に介護給付費準備基金積立金として1,384万5,000円を追加し、款4 地域支援事業費におきましては、介護予防事業の実績と見込みの精査により、117万円の減額をいたしております。

次に、議案第9号 令和5年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、今年度の加入状況から、現年度分徴収保険料及び保険料にかかる負担金などの精査により、歳入歳出それぞれ762万5,000円を追加し、補正後の予算総額を2億3,195万9,000円と定めるものであります。

次に、議案第10号 令和5年度度会町水道事業会計補正予算（第3号）でございますが、事項別明細にて御説明いたします。

12ページ、資本的収入及び支出を御覧ください。

資本的支出4,000万円の減額補正につきましては、川上配水池更新工事の入札差金などによるもので、資本的収入では、工事施工に当たり一般会計からの建設改良負担金4,000万円及び町道等改良事業に伴う配水管移設工事補償金100万円を含めた4,100万円の減額が主なものとなっております。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第11号 度会町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、同法別表第2の廃止に対応した条文の修正、用語定義の追加等が必要なため、関連する当該条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例についてでございます。

長年、行政職員として培ってきた豊富な知識と経験を有する年長職員のモチベーションを維持し、離職を防ぐため、職務の級に7級を追加すべく、当該条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第13号 度会町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方自治法の一部改正により、令和6年度からパートタイム会計年度任用職員について勤勉手当の支給が法律上可能となったことから、率を設定し支給する必要があるため、関連する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号 度会町分担金徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

災害からライフラインを守る事前伐採事業の分担金につきましては、これまで度会町、三重県、電力事業者の間で締結した協定書に基づき徴収してきましたが、今後は条例に基づき、分担金徴収を行いたいことから、当該条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第15号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

遊水プール鏡が、町民にとって、より使いやすいものとなるよう、町内の中学生以下の使用料を一律無料とし、物価や人件費の高騰により、施設の維持管理や運営に要する経費が増加したことに伴う財政的負担の軽減を図るために一部の使用料を増額する等、全面的な使用料の見直しを行いたいことから、当該条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

第9期度会町介護保険計画の策定及び介護保険法施行令の改正等に伴い、令和6年度から令和8年度の保険料率を定めるとともに、健康保険法施行令等の一部を改正する政令において税制改正がなされたため、関連する当該条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号 度会町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたため、関連する当該条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第18号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたため、関連する当該条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険法の一部改正等に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたため、関連する当該条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第20号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険法の一部改正等に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたため、関連する当該条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第21号 度会町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正が、令和6年4月1日に施行されることに伴い、引用する条項を追加するため、当該条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和6年4月1日に水道法の一部改正が施行され、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、関連する当該条例の一部を改正するものであります。

次に、最後の条例議案となります。議案第23号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和6年4月1日に施行される、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令により、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額等が引き上げられることから、関連する当該条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度度会町一般会計補正予算（第5号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年1月25日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものであ

ります。

本専決予算は、物価高騰により、特に影響を受けている低所得者世帯等を支援するため、緊急に実施すべき、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業に関する予算でございまして、早期対応の必要性を鑑み、直ちに議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分したもので、歳入歳出それぞれ2,924万7,000円を追加し、予算の総額を49億3,589万9,000円としたものであります。

次に、議案第25号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についてでございます。

令和6年度から、当該規約第3条第1号に定める事務に森林環境税の賦課徴収事務を加えることについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第26号から議案第35号までの辺地にかかる公共的施設の総合整備計画については、それぞれの辺地にかかる公共的施設の整備を推進するに当たり、財政上の特別措置となる辺地対策事業債を活用すべく、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定め、これを総務大臣に提出するため、議会の議決を求めるものでございます。説明に当たり、一部の議案名称を簡略して、読み上げさせていただくことをお許し願います。

まず議案第26号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画については、町道井戸ヶ瀬線整備に関する計画でございます。

議案第27号 日向辺地、次の議案第28号 五ヶ町・小川辺地、次の議案第29号 火打石・駒ヶ野辺地及び次の議案第30号 小萩辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、以上の4議案は、川上浄水場整備に関する計画でございます。

次に、議案第31号 柳辺地の総合整備計画については、川上浄水場及び林道柳奥線に関する計画でございます。

次の議案第32号 市場・脇出辺地、次の議案第33号 和井野辺地及び次の議案第34号 南中村辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、以上の3議案は、川上浄水場整備に関する計画でございます。

次に、議案第35号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画については、川上浄水場及び林道川上線についての計画でございます。

続きまして、議案第36号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡指定管理者の指定につき同意を求めることについてでございます。

度会町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づいて選定した、津市西古河町4番12号、株式会社ジャパンスポーツ運営を、宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の指定管理者として指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第37号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更についてでございます。

伊勢市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定について、自転車の活用推進とインクルーシブスポーツ環境の充実に係る取組内容を加え、また、宮川流域の環境保全・情報発信に係る取組内容を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員として、棚橋1403番地、釜谷正吉氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

続きまして、議案第39号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

度会町農業委員会委員として、南中村922番地、山下政宏氏を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、提出議案にかかる提案理由の説明とさせていただきます。

なお、予算案、条例案等の詳細につきましては、追って各委員会におきまして、それぞれ担当課から御説明申し上げますので、何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若宮 淳也） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

暫時、休憩いたします。

(11時34分休憩)

(11時40分再開)

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎質疑（議案第1号～議案第37号）

日程第6 これより議案に対する質疑を行います。

議案第1号 令和6年度度会町一般会計予算に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第2号 令和6年度度会町国民健康保険特別会計予算、議案第3号 令和6年度度会町介護保険特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第2号、議案第3号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第4号 令和6年度度会町後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号 令和6年度度会町水道事業会計予算に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第4号、議案第5号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第6号 令和5年度度会町一般会計補正予算(第6号)、議案第7号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第6号、議案第7号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第8号 令和5年度度会町介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第9号 令和5年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第10号 令和5年度度会町水道事業会計補正予算(第3号)に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第8号、議案第9号、議案第10号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第11号 度会町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第13号 度会町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第11号、議案第12号、議案第13号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第14号 度会町分担金徴収条例の一部を改正する条例について、

議案第15号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第14号、議案第15号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第16号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第17号 度会町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第16号、議案第17号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第18号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第19号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第20号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第18号、議案第19号、議案第20号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第21号 度会町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、議案第22号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第23号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第21号、議案第22号、議案第23号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて、議案第25号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第24号、議案第25号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第26号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第27号 日向辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第28号 五ヶ町・小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第26号、議案第27号、議案第28号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第29号 火打石・駒ヶ野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第30号 小萩辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第31号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第29号、議案第30号、議案第31号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第32号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第33号 和井野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第34号 南中村辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第35号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第36号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡指定管理者の指定につき同意を求めることについて、議案第37号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第36号、議案第37号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議案第39号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてですが、

人事案件でございますので、質疑を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

◎各常任委員会付託(議案第1号～議案第37号)

日程第7 ただいま議題となっております議案第1号から議案第37号については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

人事案件でございます、議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議案第39号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてについては、度会町議会会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、議案第38号、議案第39号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

◎閉議の宣言

本日は、これにて散会いたします。

(11時50分)